

会員・支部部規程

(平成13年3月16日 理事会制定案承認)
平成13年 5月30日 理事会制定
平成16年 5月13日 会員・支部部会変更
平成16年 5月14日 理事会承認
平成19年 9月19日 会員・支部部会変更
平成19年 9月27日 理事会承認
平成22年 3月19日 理事会一部変更
平成23年 3月18日 理事会一部変更
平成24年 9月28日 理事会一部変更
令和 7年 5月 9日 会員・支部部会変更
令和 7年 5月20日 理事会承認

第1条 この規程は、理事会等運営規程に基づき、会員・支部部の業務、組織、運営等について定めることを目的とする。

第2条 会員・支部部は、公益社団法人地盤工学会規則第20条に示す事項を掌り、次の業務を行う。

- 1) 会員の入退会、種別の変更、その他会員の管理に関すること
- 2) 会員の資質向上および人材育成に関すること
- 3) 技術者教育に関すること
- 4) 会員の学会活動支援に関すること
- 5) 支部の運営および事業に関すること
- 6) 本部と支部、および支部相互間の連絡調整に関すること
- 7) 関係会議・委員会、一般社団法人 地盤品質判定士会に関すること
- 8) 学会のダイバーシティの促進に関すること
- 9) その他、会員・支部に関すること

第3条 会員・支部部会は、会員・支部部長（理事）が座長を務め、会員・支部部担当理事および会員・支部部員（以下、「部員」という。）若干名で構成し、事務局長および技術推進グループがこれを補佐する。

第4条 会員・支部部会は、会員・支部部長が招集し、必要に応じて随時開催する。

第5条 会員・支部部は、第2条に定める会務の遂行に必要な委員会を設けることができる。

第6条 部員および委員の任期は、それぞれ公益社団法人地盤工学会規則第24条、第31条に従うものとする。

また、委員の選任・交代に当たっては、原則として同一機関からの重複を避け、職域、専門領域等を配慮するものとする。

第7条 理事会等運営規程第6条に定める本部支部連絡会は、本部と支部、および支部相互間の情報共有、予算管理等の状況把握および課題抽出を行い、支部の意見を反映した学会活動の推進に寄与することを目的とする。

- 2 会員・支部部は、各支部および学会各部と連絡調整のうえ、会議に必要な資料を準備する。
- 3 会員・支部部は、会議の結果を直近の理事会と各支部に報告するとともに、各支部および学会各部と連携して、課題解決に対処する。

第8条 本部と支部、および支部相互間の情報共有および課題解決等を図るため、本部支部協議会を設置する。

2. 本部支部協議会は、会長、副会長、各部の部長、代議員、支部代表者、および会員・支部部員をもって組織し、会員・支部部長が議長を務める。
3. 本部支部協議会は、会員・支部部長が招集し、年1回研究発表会開催時に開催する。

4 会員・支部部は、各支部および学会各部と連絡調整のうえ、会議に必要な資料を準備するとともに、会議の進行を担当する。

5 会員・支部部は、会議の結果を直近の理事会と各支部に報告するとともに、各支部および学会各部と連携して、課題解決に対処する。

第9条 この規程の変更は、会員・支部部会の議決を経て理事会の承認を得るものとする。

(付則)

第10条 この規程は、公益社団法人の設立の登記の日から施行する。